

令和6年第4回定例会 保健福祉医療委員会資料

〔諸般の報告事項〕

- 茨城町における野犬対策について 2
- 救急搬送における選定療養費の取扱いについて 3
- 新茨城県救急医療情報システムの稼働開始について 5
- 医療機関における多言語遠隔医療通訳サービスの提供開始について 6
- 最優先で医師確保に取り組む
医療機関・診療科の第2次目標の達成について 7
- 薬剤師確保対策の取組状況について 9
- 大麻取締法等の改正に伴う本県の対応について 11
- 安定ヨウ素剤の事前配布（遠隔配布）について 13
- 任意団体の事業資金の私的使用に係る職員の懲戒処分について 14

令和6年12月10日

保 健 医 療 部

茨城町における野犬対策について

保健医療部生活衛生課

1 現状及び課題

茨城町の野犬問題についてはマスコミ報道で取り上げられているところであるが、同町の一部地域では、約1年前から野犬の目撃情報が多数寄せられ、県動物指導センターが捕獲業務を強化した結果、同町からの犬の収容頭数も増加している状況である。現時点では幸いにも野犬による咬傷事故等の人的被害は確認されておらず、徐々に野犬の頭数も減少しているが、県として関係法令に基づき捕獲業務を継続し、早期解決を図る必要がある。

なお、野犬が繁殖している理由として、森林の周辺に田畑や畜産農家が点在し、餌を確保しやすい環境があったことが考えられる。

2 これまでの取組

令和5年11月以降、町の動物愛護部局（みどり環境課）及び農政部局（農業政策課）と連携して対策を実施。

- ・現地調査を実施し、野犬の餌場となる場所がないか、また、新たに捕獲機の設置協力が得られるかを確認。
- ・現地調査の結果、大規模養豚農場経営者から、野犬に子豚がかじられる等の被害があったことが確認された。
- ・野犬の餌となり得るものを無くし、捕獲しやすくするため、周辺農場に「家畜の餌の適正管理」等の指導を複数回にわたり実施。指導の結果、農場での適正管理等により効率的な捕獲につながっている。
- ・捕獲機は、地域住民に、新たな設置へのご協力をいただくことができた。

※野犬が多く見かけられている地域（秋葉～鳥羽田）への捕獲機設置数

令和5年11月：5機 → 令和6年10月：13機

※参考：当地域の捕獲頭数

令和5年11月～令和6年3月	成犬	27頭	子犬	55頭
令和6年4月～令和6年11月11日	成犬	57頭	子犬	64頭
計	成犬	84頭	子犬	119頭

3 今後の対応

10月上旬、「茨城町を中心に犬の保護活動に協力したいと考えている動物愛護団体」、「茨城町役場」及び県の三者で打合せを実施。連携して当地域の野犬対策に取り組んでいくこととした。

今後、三者それぞれの強みをいかして、野犬の効果的な捕獲、譲渡ができるよう取り組みを進めていく。

また、茨城町に対しては、野犬の減少に向けた長期的な視点から、町全体として犬の適正飼養（けい留、所有明示、適切な繁殖制限等）を推進するよう依頼した。

<連携イメージ>

- ・茨城町：野犬生息場所の情報提供、捕獲箱設置、住民への協力依頼
- ・団体：野犬の保護の協力、譲渡に向けた協力
- ・県：捕獲、捕獲箱貸出、周辺農場への助言指導

救急搬送における選定療養費の取扱いについて

保健医療部医療局医療政策課

1 概要

- ・ 近年、救急搬送件数は増加傾向にあり、昨年、本県では14万件を超え、過去最多を更新した。その6割以上が一般病床200床以上の大病院に集中しており、うち約半数を軽症患者が占め、中には緊急性の低いケースもあることから、重篤な救急患者を受け入れるという病院本来の役割が果たせなくなる事態も想定されている。
- ・ さらに4月からは、医師の時間外労働の上限規制が強化され、これまで以上に医療現場がひっ迫し、救える命が救えなくなる事態が懸念される状況にある。
- ・ このため、県では、医療機関間の機能分担を進め、救急医療体制を維持するため、緊急性が認められない救急搬送者からの選定療養費の徴収に向け、県医師会や関係病院、消防機関などと協議を重ねてきたところ。
- ・ 10月18日には、「明らかに緊急性が認められない症状」の事例など、選定療養費を徴収する目安を示した統一的なガイドラインを策定し、関係機関に示すとともに、本制度の取扱いについて県民への周知を図ってきたところであり、冬季の救急搬送のピーク時に備え、12月2日から県内22の大病院において徴収を開始した。

2 運用開始日

令和6年12月2日（月）

3 広報の実施状況

- (1) 県公式サイトに特設ページを開設（10/24～）
- (2) 県公式X、県公式Facebook、県保健医療部Xを活用した広報（10/23～）
- (3) 県広報紙ひばりによる広報
 - ・ 11月号（10/27発行）：折込リーフレット（75万部）
 - ・ 12月号（12/1発行）：お知らせひろば、知事コラム
- (4) 医療機関、消防本部、関係機関等における広報（10月末～）
 - ・ 配付先（6,343施設）：
医療機関、消防本部、市町村、県医師会、郡市等医師会、病院協会、老人ホーム・介護老人施設、小中高・特別支援学校、幼稚園・保育園、警察署・免許センター、薬局・ドラッグストア、カスミ、近隣県（福島、栃木、群馬、埼玉、千葉）等
 - ・ 配布物：ポスター4,200部、チラシ275,000部
- (5) NHK水戸「いばっちょお」（11/22放送）、LuckyFM「ラジオ県だより」（11/13、18、28、12/3、10、18日放送）、Yahoo!くらし等を活用した広報
- (6) 県内市町村及び近隣県（福島、栃木、群馬、埼玉、千葉）における自治体公式サイトや広報誌等による広報（10/24～）

4 運用開始後の検証体制

関係機関と協議し合意を得られた以下の検証体制及び検証項目により、検証を進めていく。

(1) 検証体制

県医師会、県医師会から推薦のあった郡市等医師会（水戸市医師会、つくば市医師会、鹿島医師会）、県病院協会、一般病床数200床以上の対象病院、消防本部、いばらき消防指令センター、休日夜間診療所を実施している市（水戸市、日立市、土浦市、石岡市、筑西市、常総市、取手市、ひたちなか市、鹿嶋市、笠間市）

(2) 検証項目

報告機関	検証項目
対象病院	救急搬送患者の受入れ件数
	救急搬送における選定療養費を徴収した事案
	ウォークインによる救急外来患者の受入れ件数
	対応に苦慮したトラブル等の事例
	救急車の呼び控えにより重症化したと考えられる事例
上記以外の病院・診療所	救急車の呼び控えにより重症化したと考えられる事例
消防本部	対応に苦慮したトラブル等の事例 救急車の呼び控えにより重症化したと考えられる事例
市町村	休日夜間診療所の受診件数 救急車の呼び控えにより重症化したと考えられる事例
近隣県	近隣県（福島、栃木、群馬、埼玉、千葉）の症度別救急搬送件数
県	症度別救急搬送件数
	救急電話相談の相談件数、助言内容、応答率
	県民からの意見・問合せの状況

(3) 開催日等

毎月第3金曜日に検証のための会議をオンラインで開催

5 今後の対応

本制度と併せて、救急医療機関の適正受診、救急車の適正利用の周知啓発を一層強化していくとともに、関係機関と運用状況を検証し、適切に運用できるように、適宜、見直しを行っていく。

(参考) 対象病院一覧

医療圏	医療機関
水戸	¹ 水戸協同病院（水戸市）、 ² 水戸赤十字病院（同）、 ³ 水戸済生会総合病院（同）、 ⁴ 茨城県立中央病院（笠間市）、 ⁵ 水戸医療センター（茨城町）
日立	⁶ 日立総合病院（日立市）
常陸太田・ひたちなか	⁷ ひたちなか総合病院（ひたちなか市）、 ⁸ 茨城東病院（東海村）
鹿行	⁹ 白十字総合病院（神栖市）
土浦	¹⁰ 土浦協同病院（土浦市）、 ¹¹ 霞ヶ浦医療センター（同）
つくば	¹² 筑波大学附属病院（つくば市）、 ¹³ 筑波記念病院（同）、 ¹⁴ 筑波メディカルセンター病院（同） ¹⁵ 筑波学園病院（同）
取手・竜ヶ崎	¹⁶ 竜ヶ崎済生会病院（龍ヶ崎市）、 ¹⁷ J Aとりで総合医療センター（取手市）、 ¹⁸ 牛久愛和総合病院（牛久市）、 ¹⁹ つくばセントラル病院（同）、 ²⁰ 東京医科大学茨城医療センター（阿見町）
筑西・下妻	²¹ 茨城県西部メディカルセンター（筑西市）
古河・坂東	²² 茨城西南医療センター病院（境町）

新茨城県救急医療情報システムの稼働開始について

保健医療部医療局医療政策課

1 目的

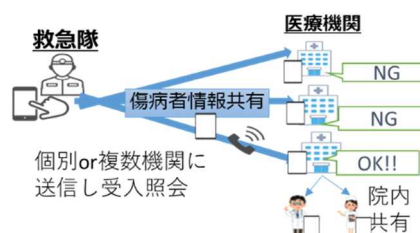
近年、本県の救急搬送件数は増加しており、コロナ禍以降、救急搬送困難事案も高止まり傾向にあり、救急搬送時間が延伸傾向にある。

本県では、県総合計画及び第8次保健医療計画において、救急搬送時間を全国平均以下にすることを数値目標に掲げ、搬送時間の短縮に取り組んでいる。

当システムを活用し、救急現場で傷病者情報をデジタル化し、救急医療機関と共有することにより、救急搬送の効率化・円滑化を図り、現場滞在時間の短縮や早期治療開始を目指す。

2 稼働開始日

12月1日（日）



3 新システムのポイント

①傷病者情報のデジタル化と医師等への共有	・救急隊は、OCR 機能によりデータ化した傷病者情報（氏名、バイタル等）や患部の写真等を医療機関と共有（複数医療機関への一斉照会にも対応） ・医療機関では、医師や看護師が、タブレット端末やスマートフォンで情報の閲覧が可能（事務→看護師→医師の情報伝達のバケツリレーを解消）
②活動記録票等の電子化	・救急隊が病院収容までの間に作成し、医師のサインをもらう活動記録票等の書類を電子化（医師がサインするまでが救急搬送時間（病院収容）としてカウント） ・タブレットで入力した傷病者情報は、自動で活動記録票等に転記され PDF で出力
③救急搬送データの有効活用	・デジタル化した傷病者情報データは、システムで自動集計しグラフ化 ・救急搬送の実態が見える化することで、医療機関や消防機関が現状把握・検証等に活用

4 今後の対応

救急搬送時間の短縮につなげるため、救急隊や医療機関の運用状況等をチェックし、適宜、利便性の向上等を図っていく。

消防本部と連携し、近隣県の搬送が多い医療機関への導入を働きかけていく。

医療機関における多言語遠隔医療通訳サービスの提供開始について (外国人患者受入環境整備推進事業（9月補正予算）)

保健医療部医療局医療政策課

1 目的

本県の在留外国人が増加する中、日本語が不自由な外国人患者も日本人と同等の医療サービスを受けられるよう、医療機関・薬局向けに電話等による多言語遠隔医療通訳サービスの提供を行う。

本サービスは、医療従事者と外国人患者が円滑にコミュニケーションを取ることができるよう、医療通訳者が電話等によりサポートするもの。

県としては、本サービスを通じて、外国人患者と医療機関・薬局が相互に安心して受診・診療できる体制を整え、外国人の方が住みやすい環境づくりを促進していく。

2 提供開始日

11月15日（金）

3 利用対象

利用登録を行った県内の医療機関・薬局

【登録機関数：189機関（12月6日現在）】

4 提供機能

- ① 電話回線による電話通訳
- ② 専用アプリによるインターネット電話通訳
- ③ 専用アプリによるビデオ通訳
- ④ 専用アプリによる機械翻訳



5 提供時間

24時間365日 ※ビデオ通訳のみ提供時間の制限あり

6 提供言語

32言語（県内在留外国人の約99%をカバー）

英語、ベトナム語、中国語、タガログ語、インドネシア語、ポルトガル語、タイ語、シンハラ語、韓国語、ウルドゥー語、ネパール語、スペイン語、ロシア語、フランス語、モンゴル語、ヒンディー語、ペルシャ語、広東語、ミャンマー語、ベンガル語、ラオス語、アラビア語、ダリー語、イタリア語、クメール語、ドイツ語、トルコ語、台湾語、パシュトー語、ウクライナ語、タミル語、マレー語

7 今後の対応

医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携し、登録機関の拡大を図る。

国際交流協会等と連携し、外国人向けに本サービスの情報（登録機関名等）の周知を図る。

最優先で医師確保に取り組む医療機関・診療科の第2次目標の達成について

保健医療部医療局医療人材課

1 最優先で医師確保に取り組む医療機関・診療科の第2次目標

- ・政策医療（救急医療、小児医療、周産期医療等）を確保するという観点から、特に早急な医師確保が必要な医療機関・診療科として、令和3年2月に4医療機関の計7.5名を第2次目標に選定。
- ・筑波大学等への派遣要請を行うとともに、県外からの医師確保を強力に推進し、令和4年度中の目標達成を目指していたが、唯一常陸大宮済生会病院の循環器内科が未達成となっていた。

2 進捗状況（前回報告時（令和5年第1回定例会）からの追加分）

- 令和7年4月から勤務する常勤医1名を確保。
 - ・以下のとおり、令和6年10月から同病院の循環器内科に計20カ月間、常勤医を配置できる見通しが立った。
- 必要医師数7.5名に対し、8.2名を確保し目標を達成。

■常陸大宮済生会病院の医師確保状況

令和4年 4月～現在 筑波大学から非常勤医0.2名派遣

令和6年10月～12月 日本大学から常勤医1名派遣

令和7年 1月～3月 水戸済生会総合病院から常勤医1名派遣（予定）

令和7年 4月～令和8年5月 県海外研修費支援制度[※]の応募者が勤務予定

※県が最優先の医師確保のために創設したもので、常陸大宮済生会病院の循環器内科で常勤医として6カ月以上働くと、働いた1.5倍の期間、月々80万円の財政支援を受けながら海外留学できる制度

<参考>第2次目標（令和3年2月～令和5年3月）

（令和6年10月時点）

医療圏	医療機関名	診療科	必要 医師数	確保医師数	
				常勤	非常勤
常陸太田・ ひたちなか	常陸大宮 済生会病院	循環器内科	1	1	0.2
鹿 行	小山記念 病院	産婦人科	2	2	—
		循環器内科	2	2	—
鹿 行	神栖済生会 病院	整形外科	1.5	2	—
筑西・下妻	茨城県西部 メディカルセンター	循環器内科	1	1	—
計			7.5	8	0.2

■常陸大宮済生会病院の常勤医確保のイメージ図

【令和6年度】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
非常勤医師のみで診療						日本大学から 常勤医1名派遣			水戸済生会 総合病院から 常勤医1名派遣予定		

【令和7年度】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
県海外研修費支援制度の応募者が勤務予定											

【令和8年度】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
同上		未 定									

薬剤師確保対策の取組状況について

保健医療部医療局薬務課

1 概要

厚生労働省から発表された薬剤師偏在指標において、本県の病院薬剤師は 0.67（全国 39 位）とされ、地域的な偏在と業態（薬局、病院）の偏在、病院薬剤師の確保が課題となっている。これを受け、薬剤師の確保施策や計画立案等について協議、審議するため、昨年 8 月、「茨城県薬剤師確保対策協議会（以下「対策協議会」という。）」を設置し、今後の対応方策等について「第 8 次茨城県保健医療計画」へ位置付け、薬剤師確保の取組を着実に推進することとした。

2 これまでの取組

（1）学生等に対する経済的支援施策（県事業）の実施

① 地域医療薬剤師修学資金貸与(地域枠)事業（以下「修学資金貸与事業」という。）【2名／年】

⇒ 2 名合格（11 月 1 日順天堂大学発表）

② 病院薬剤師奨学金返済支援事業（以下「奨学金返済支援事業」という。）【10 名／年】

⇒ 登録病院 9 カ所、対象者の認定申請受付中

（2）薬剤師の育成支援及び協議の場の設置

① 「薬剤師卒後研修プログラム部会」設置(令和 6 年 5 月)

対策協議会の下部組織として新たに部会を設け、卒後研修プログラムの作成支援に加え、病院から提出があった卒後研修プログラムについて審査・承認

② 「茨城県病院薬剤師卒後研修プログラムガイドライン」の策定

病院薬剤師としての資質・能力の習得と、県事業に係る研修プログラム実践の参考となる指針を作成

（3）事業の周知・広報

① 高校・大学、関係団体等への周知

- ・ 県内高校及び予備校に対し、修学資金貸与事業に係る通知及びチラシ送付とともに高校訪問(5校)を実施
- ・ 関東近郊薬系大学に対し、奨学金返済支援事業に係る通知及びチラシ送付とともに大学訪問(8大学)を実施
- ・ 県内病院及び関係団体に対する事業説明会の開催並びに会報紙による周知

② 県民（既卒薬剤師等含む）への広報

- ・ 広く県民に対し、新聞広告(7紙)、県広報紙ひばり、ラジオ県だより(9回)、X(52回)、県事業紹介動画(YouTube)、県ホームページ等の各種媒体を活用した広報を実施

3 今後の対応

- 薬剤師確保に向け構築した組織を活用しながら、経済的支援施策（修学資金貸与、奨学金返済支援）により病院薬剤師の養成及び確保を図るとともに、病院にとって魅力的な卒後研修プログラムの作成を支援
- 新たに設置（令和 6 年 7 月）した「茨城県病院薬剤師確保連絡協議会（25 病院及び県を含め 6 団体）」において、会員病院のインターンや実習受入れ等の情報を発信するとともに、病院薬剤師キャリア相談会（R7.2.15 東京）を実施予定
- 茨城県病院薬剤師会と連携し、中・高校生を対象とした職業体験会の開催（県内数カ所予定）や復職・転職支援事業の実施（年 2 回予定）など、対象者に適した施策を推進

【参 考】

【薬剤師偏在指標】

<厚生労働省2023年6月公表>

《 薬剤師の現状と課題 》

- 令和5年6月に厚生労働省が公表した本県の薬剤師偏在指標(※)によると、病院薬剤師は0.67と「薬剤師少数県」に区分

※薬剤師偏在指標＝薬剤師の実際の労働時間(供給)÷薬剤師の必要業務時間(需要)

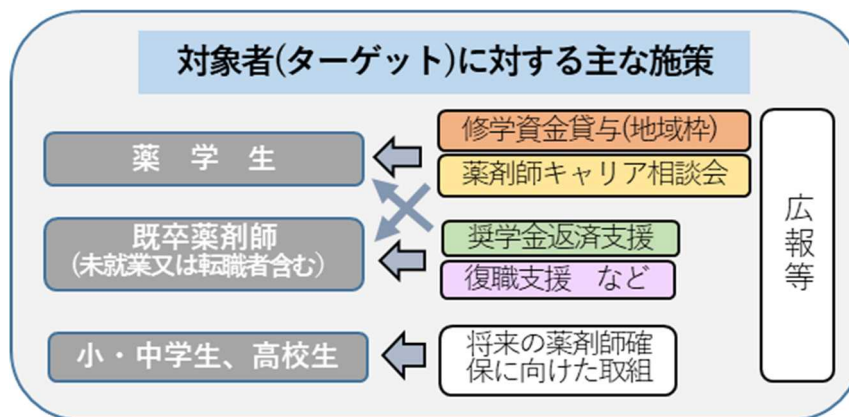
茨城県	
全体(病院+薬局) 0.90(全国26位)	
病院薬剤師 0.67 (全国39位)	薬局薬剤師 0.99 (全国20位)

※目標指標：「1.0」

- 現在、県内の9保健医療圏中、つくば、取手・竜ヶ崎以外の7医療圏が病院薬剤師少数区域に該当し、今後何も対策を取らないと、将来(令和18年)、8保健医療圏が病院薬剤師少数区域になるとの見込み

【薬剤師偏在指標(茨城県)】 令和5年6月 厚生労働省公表					
区域 (二次保健医療圏/県)	薬局		病院		薬剤師少数 都道府県・区域
	現在	将来 (R18) (2036年)	現在	将来 (R18) (2036年)	
水戸	1.05	1.20	0.73	0.73	該当(病院薬剤師)
日立	0.93	1.20	0.64	0.70	該当(病院薬剤師)
常陸太田・ひたちなか	0.91	1.10	0.54	0.58	該当(病院薬剤師)
鹿行	0.75	0.89	0.52	0.55	該当(病院薬剤師)
土浦	0.99	1.21	0.55	0.59	該当(病院薬剤師)
つくば	1.47	1.42	0.97	0.84	
取手・竜ヶ崎	0.91	1.06	0.75	0.74	※将来のみ該当
筑西・下妻	0.90	1.13	0.46	0.51	該当(病院薬剤師)
古河・坂東	1.01	1.21	0.55	0.58	該当(病院薬剤師)
茨城県	0.99	1.16	0.67	0.68	該当(病院薬剤師)

- 各対象者に対する主な施策の位置付け(イメージ図)



- 第8次茨城県保健医療計画における薬剤師確保関連の目標数

目標項目	現状	目標値
県内の病院薬剤師数	1,036人 (令和2年)	1,181人 (令和12年)

※最終目標は令和18年までに1,327人

大麻取締法等の改正に伴う本県の対応について

保健医療部医療局薬務課

1 法改正の趣旨（大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律）

国は、大麻草の医療や産業における適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、①大麻草から製造された医薬品の施用等が可能となる規定の整備、②大麻等の施用罪の適用に係る規定の整備、③大麻草の栽培に関する規制の見直しを行った。（令和5年12月13日公布）

2 主な法改正内容

- ① 大麻から製造される医薬品の施用等を禁止する大麻取締法上の規定を削除。
- ② 大麻を、麻薬及び向精神薬取締法（以下、「麻向法」という。）における「麻薬」と位置づけ、大麻等の不正な施用についても、他の規制薬物同様に、麻向法における禁止規定及び罰則（施用罪）を適用。
- ③ 大麻取締法の名称を、「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改正。大麻草の栽培に関する免許を次のとおり区分し、大麻の適正な産業利用を図る。

免許の区分	目 的	免許権者	有害成分の規制
第一種大麻草採取栽培者免許	大麻草の製品の原材料	県知事免許 (有効期間3年)	基準値以下的大麻草の種子等を用いて栽培
第二種大麻草採取栽培者免許	医薬品の原料	厚生労働大臣免許 (有効期間1年)	医薬品原料のため基準値を超える栽培も可能

3 本県におけるこれまでの対応

※改正法が2段階で施行されるため、施行内容に合わせて順次必要な対応を実施

【R6年第2回定例会で改正済み】 ※令和6年12月12日施行

- 「茨城県薬物の濫用の防止に関する条例」改正
 - ・薬物として定義される物（大麻等）の根拠法令の改正
(大麻：大麻取締法→麻向法)

- 「茨城県証紙条例」及び「茨城県手数料徴収条例」改正

- ・用語の整理

大麻取締法	→	大麻草の栽培の規制に関する法律
大麻取扱者免許申請手数料	→	大麻草採取栽培者免許申請手数料

 等

【R6年第4回定例会に上程中】 ※総務企画委員会で他と一括審議。

- 「茨城県証紙条例」及び「茨城県手数料徴収条例」改正

- ・大麻草採取栽培者免許申請手数料（7,100円）
→ 第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料（21,000円） 等

4 法改正施行日

令和6年12月12日

（ただし、大麻草採取栽培者免許の新たな区分（第一種、第二種）は令和7年3月1日施行）

5 今後の主な対応

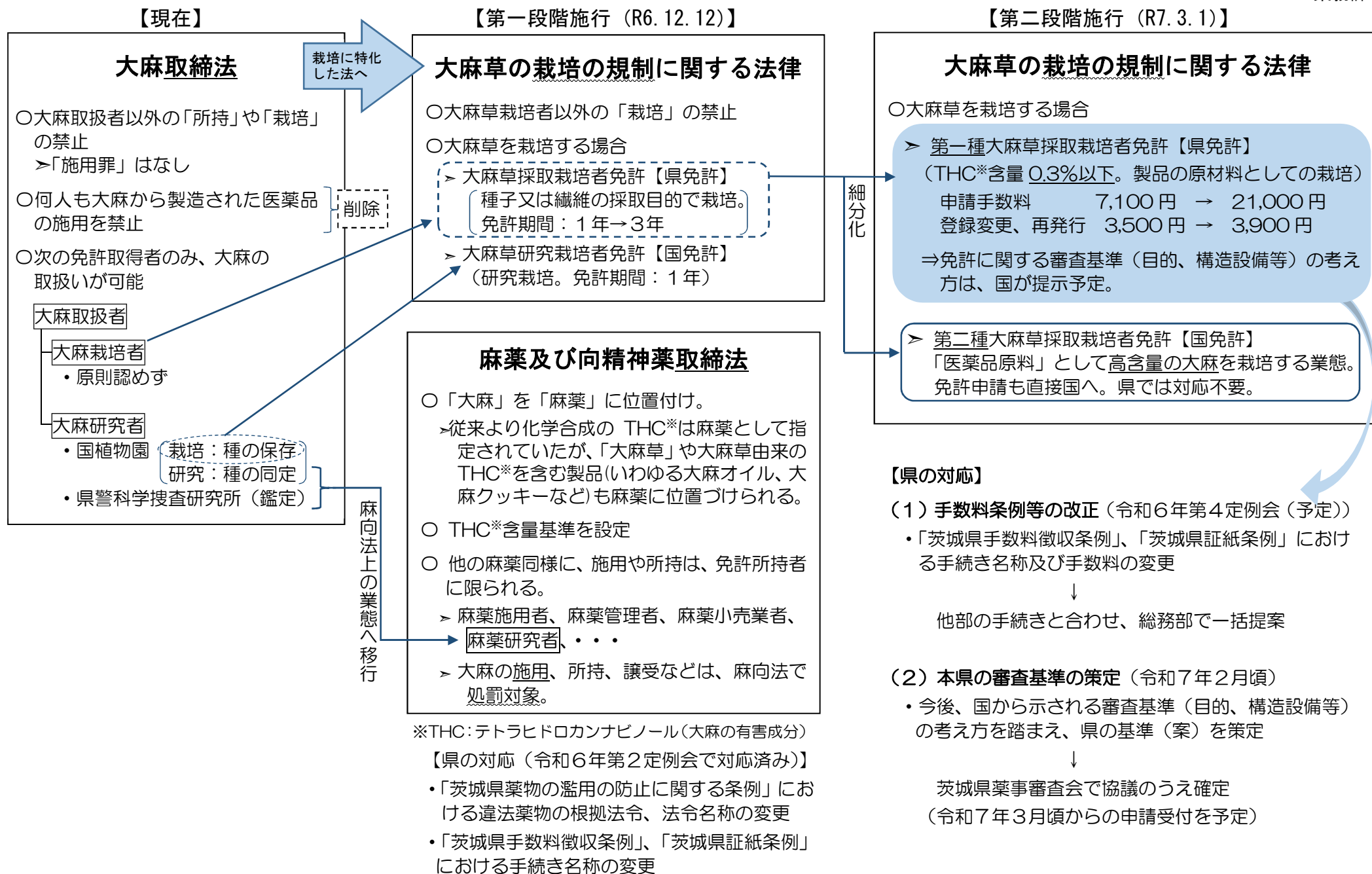
- (1) 大麻草採取栽培免許申請者への適切な指導

今後、免許の審査基準を策定し、不正な大麻の栽培等をさせないよう指導や監視の実施

- (2) 法改正の正確な情報を発信

新たに規定された麻向法における大麻の施用罪適用などの情報を普及啓発（県民への注意喚起）

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律 概要イメージ



安定ヨウ素剤の事前配布（遠隔配布）について

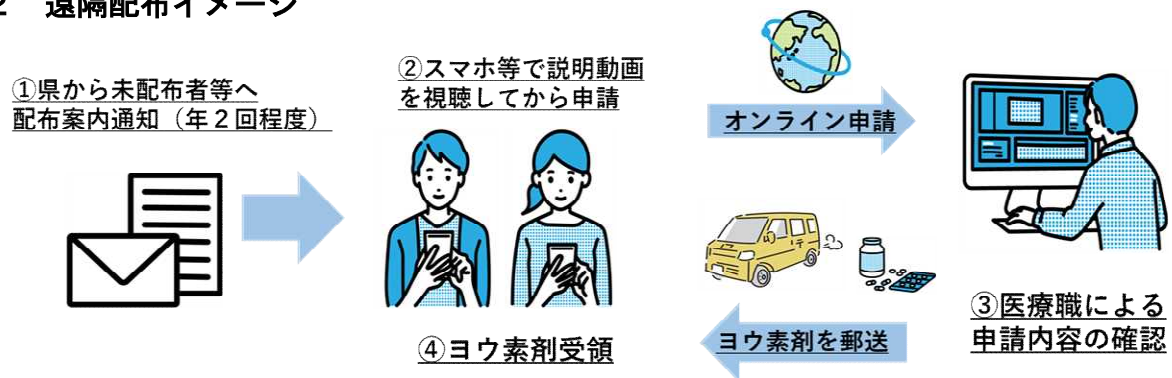
保健医療部医療局薬務課

1 概要

県では、国の原子力災害対策指針に基づき、原子力災害が発生し放射性ヨウ素が放出される場合に備え、東海第二発電所から5km圏（PAZ）内の住民等に対して安定ヨウ素剤を事前配布しており、平成27年度からは配布会、令和2年度からは薬局を活用した配布（薬局配布）を実施している。

これらの配布方法に加え、住民がより簡便に安定ヨウ素剤の申請・受取ができるよう、スマートフォン等でオンライン申請し、安定ヨウ素剤が自宅へ郵送される遠隔配布の実施を令和7年3月から予定している。オンラインを活用することで自宅にいながら24時間いつでも申請することができ、安定ヨウ素剤が郵送されてくるため、住民の利便性が高まり、配布率の向上が期待される。

2 遠隔配布イメージ



3 配布実績（令和5年4月1日～令和6年9月30日）

	対象者数	配布者数	配布率	(参考) H30～R4 配布率
日立市	23,087人	7,027人	30.4%	45.2%
那珂市	930人	374人	40.2%	60.4%
東海村	38,432人	11,689人	30.4%	46.6%
合計	62,449人	19,090人	30.6%	46.3%

※安定ヨウ素剤の使用期限が5年のため、5年ごとにPAZ内全住民を対象に改めて事前配布を実施。新しい期限の安定ヨウ素剤は令和5年4月から配布している。

※ひたちなか市は独自に事前配布を実施。

4 今後の対応

- ・令和7年2月下旬（予定）：対象住民へ案内通知
- ・令和7年3月1日（予定）：遠隔配布開始
- ・遠隔配布開始後も配布会及び薬局配布も継続し、配布率の向上を目指す。

任意団体の事業資金の私的使用に係る職員の懲戒処分について

保健医療部保健政策課

1 事件の概要

(1) 事件を起こした職員

※事件発生時には県立医療大学事務局次長（2年間在籍：令和元～2年度）

(2) 概要

- 当該職員が医療大学在籍時から、異動した後の令和6年10月30日まで、県立医療大学内の任意団体の活動資金を預け入れていた銀行口座の通帳を所持。
- 当該職員が住宅ローン返済など私的使用のため、延12回、合計193万7千円を出金。
 - ・医療大学事務局在籍時（R2.6.10～R3.3.31）：延8回、110万円
 - ・他所属に異動した後（R3.4.30～R4.2.9）：延4回、83万7千円
- 本年10月、医療大学が当該職員に通帳の所在を問い合わせ、本人から通帳が返却されたが、その際、上記の出金のほか、193万7千円が10月11日に入金されていたことを確認。

【参考】当該任意団体の概要

団体の名称	茨城県立医療大学20周年記念事業準備委員会
団体の目的	開学20周年事業、教育環境の整備等
事業の財源	医療大学の学生OBや教職員の寄付金（公金なし）
現在の口座残高	1,937,129円

2 処分

- 処分内容：**懲戒免職**
- 処分年月日：令和6年12月9日

3 今後の対応

(1) 刑事告訴

刑事告訴を行う方向で牛久警察署に相談中

(2) 再発防止策

ア 全庁的な対策

- 職員の服務規律の確保に係る通知を全部局に発出するとともに、全部局次長会議（本庁）において、職員の綱紀粛正の徹底と再発防止策等を確認。
- 本件と同様に県が事務局を務める任意団体における預金通帳及び届出印の管理状況を確認しているところであり、改めて、管理者による預金通帳等の適切な管理の徹底を図る。

イ 医療大学における対策

- 預金通帳及び印鑑の分別・施錠管理の徹底
- 定期的な口座状況の確認
- 服務規律の確保に向けてコンプライアンス研修の実施

令和6年第4回定例会 保健福祉医療委員会資料

〔議案関係〕

- 第154号議案 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例 … 2
- 第169号議案 工事請負契約の締結について …………… 5
- 第175号議案 令和6年度茨城県一般会計補正予算（第6号） …………… 9

〔報告〕

- 報告第5号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について
別記5 和解について …………… 10

令和6年12月10日
保 健 医 療 部

条 例（案） の 概 要

保健医療部 医療局 医療人材課

条例の名称	茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例 【一部改正】																																																																								
1 制定（改正） の理由・根拠	全国から地域枠の応募が可能な大学（全国対象）を追加するとともに、東京医科歯科大学が東京工業大学との統合により東京科学大学となることに伴い、所要の改正をしようとするもの。																																																																								
2 制定（改正） の目的	地域枠を全国対象に拡大し、県内外から広く受験生を募集することにより、将来、本県の地域医療を担う修学生医師を確保する。																																																																								
3 背景・必要性	医師が不足している状況に鑑み、地域医療の充実に必要な医師を県内外から確保する必要がある。																																																																								
4 内 容	1 全国から地域枠の応募が可能な大学に東京医科大学を追加 ※ 条例で全国対象を限定列举しているため、追加が必要。 2 東京医科歯科大学が東京工業大学との統合により東京科学大学となることに伴う所要の改正																																																																								
5 効果・影響	将来、一定期間、県内医師不足地域等に勤務する医師を県内外から幅広く確保することで、本県の地域医療の充実に資する。																																																																								
6 施行日	内容 1 令和 7 年 4 月 1 日 内容 2 公布の日から																																																																								
7 参考事項	○ 地域医療医師修学資金制度の概要（現行） （1）貸与金額（月額）：国立大学 20 万円、私立大学 25 万円 （2）貸与期間：6 年 （3）返還免除要件 知事が指定する医療機関において 9 年間（うち臨床研修を除く 7 年間のうち 4.5 年以上は医師不足地域）勤務 ○ 地域枠定員：70 名（11 大学）（令和 7 年度） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">大学名</th><th colspan="2">R 7 定員</th><th colspan="2">R 6 定員</th></tr> <tr> <th></th><th>全国対象</th><th></th><th>全国対象</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>筑波大学</td><td>36 名</td><td>5 名</td><td>36 名</td><td>10 名</td></tr> <tr> <td>東京科学大学 (旧：東京医科歯科大学)</td><td>5 名</td><td>3 名</td><td>5 名</td><td>3 名</td></tr> <tr> <td>東京医科大学</td><td>8 名</td><td>8 名</td><td>8 名</td><td>—</td></tr> <tr> <td>日本医科大学</td><td>2 名</td><td>—</td><td>2 名</td><td>—</td></tr> <tr> <td>杏林大学</td><td>2 名</td><td>—</td><td>2 名</td><td>—</td></tr> <tr> <td>北里大学</td><td>4 名</td><td>—</td><td>4 名</td><td>—</td></tr> <tr> <td>順天堂大学</td><td>2 名</td><td>2 名</td><td>2 名</td><td>2 名</td></tr> <tr> <td>昭和大学</td><td>4 名</td><td>4 名</td><td>4 名</td><td>4 名</td></tr> <tr> <td>日本大学</td><td>3 名</td><td>3 名</td><td>3 名</td><td>3 名</td></tr> <tr> <td>獨協医科大学</td><td>2 名</td><td>2 名</td><td>2 名</td><td>2 名</td></tr> <tr> <td>帝京大学</td><td>2 名</td><td>2 名</td><td>2 名</td><td>2 名</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>70 名</td><td>29 名</td><td>70 名</td><td>26 名</td></tr> </tbody> </table>				大学名	R 7 定員		R 6 定員			全国対象		全国対象	筑波大学	36 名	5 名	36 名	10 名	東京科学大学 (旧：東京医科歯科大学)	5 名	3 名	5 名	3 名	東京医科大学	8 名	8 名	8 名	—	日本医科大学	2 名	—	2 名	—	杏林大学	2 名	—	2 名	—	北里大学	4 名	—	4 名	—	順天堂大学	2 名	2 名	2 名	2 名	昭和大学	4 名	4 名	4 名	4 名	日本大学	3 名	3 名	3 名	3 名	獨協医科大学	2 名	2 名	2 名	2 名	帝京大学	2 名	2 名	2 名	2 名	合 計	70 名	29 名	70 名	26 名
大学名	R 7 定員		R 6 定員																																																																						
		全国対象		全国対象																																																																					
筑波大学	36 名	5 名	36 名	10 名																																																																					
東京科学大学 (旧：東京医科歯科大学)	5 名	3 名	5 名	3 名																																																																					
東京医科大学	8 名	8 名	8 名	—																																																																					
日本医科大学	2 名	—	2 名	—																																																																					
杏林大学	2 名	—	2 名	—																																																																					
北里大学	4 名	—	4 名	—																																																																					
順天堂大学	2 名	2 名	2 名	2 名																																																																					
昭和大学	4 名	4 名	4 名	4 名																																																																					
日本大学	3 名	3 名	3 名	3 名																																																																					
獨協医科大学	2 名	2 名	2 名	2 名																																																																					
帝京大学	2 名	2 名	2 名	2 名																																																																					
合 計	70 名	29 名	70 名	26 名																																																																					

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例（平成20年条例第36号）新旧対照表

改正案	現行
茨城県地域医療医師修学資金貸与条例 第1条及び第2条 略 （修学資金の貸与） 第3条 知事は、次のいずれかに該当する者であつて、大学（大学院を除く。以下同じ。）の医学を履修する課程に在学するもの（第3号に掲げる者にあつては、別表の左欄に掲げる法人が設置する同表の右欄に掲げる大学の医学を履修する課程に在学するものに限る。）のうち、第11条第1項第5号に規定する指定従事医療機関において将来医師の業務に従事しようとする者を対象とした入学試験により入学したものに對し、修学資金を貸与することができる。 （1） 県内の高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部を卒業し、又は修了した者 （2） 県内に居住する者の子（前号に掲げる者を除く。） （3） 前2号に掲げる者以外の者 （平30条例56・全改，令4条例11・令5条例5・一部改正） 第4条から第16条 略 別表（第3条関係） （令5条例5・追加，令6条例22・一部改正）	茨城県地域医療医師修学資金貸与条例 第1条及び第2条 略 （修学資金の貸与） 第3条 知事は、次のいずれかに該当する者であつて、大学（大学院を除く。以下同じ。）の医学を履修する課程に在学するもの（第3号に掲げる者にあつては、別表の左欄に掲げる法人が設置する同表の右欄に掲げる大学の医学を履修する課程に在学するものに限る。）のうち、第11条第1項第5号に規定する指定従事医療機関において将来医師の業務に従事しようとする者を対象とした入学試験により入学したものに對し、修学資金を貸与することができる。 （1） 県内の高等学校若しくは中等教育学校又は特別支援学校の高等部を卒業し、又は修了した者 （2） 県内に居住する者の子（前号に掲げる者を除く。） （3） 前2号に掲げる者以外の者 （平30条例56・全改，令4条例11・令5条例5・一部改正） 第4条から第16条 略 別表（第3条関係） （令5条例5・追加，令6条例22・一部改正）

法人の名称	大学の名称
国立大学法人筑波大学	筑波大学
<u>国立大学法人東京科学大学</u>	<u>東京科学大学</u>
学校法人獨協学園	獨協医科大学
学校法人順天堂	順天堂大学
学校法人昭和大学	昭和大学
<u>学校法人東京医科大学</u>	<u>東京医科大学</u>
学校法人日本大学	日本大学
学校法人帝京大学	帝京大学

法人の名称	大学の名称
国立大学法人筑波大学	筑波大学
<u>国立大学法人東京医科歯科大学</u>	<u>東京医科歯科大学</u>
学校法人獨協学園	獨協医科大学
学校法人順天堂	順天堂大学
学校法人昭和大学	昭和大学
(新設)	(新設)
学校法人日本大学	日本大学
学校法人帝京大学	帝京大学

提出議案の概要

保健医療部 保健政策課

議案の名称	工事請負契約の締結について【新規】																										
1 契 約 額	803,000千円																										
2 現況・課題	土浦保健所については、築50年を経過し、老朽化・狭隘化が進んでいることから、今後、新興感染症や大規模災害が発生した際に保健所としての機能を十分に発揮できないおそれがある。																										
3 必要性・ねらい	建て替えにより、来庁者のプライバシーに配慮した相談室（ブース）の整備や駐車場の拡充といった県民の利便性向上に加え、有事の際の非常用電源や受水槽、現地対策班などの拠点となる大会議室等を整備することで、新興感染症対策や大規模災害時の健康危機管理の司令塔としての機能を強化する。																										
4 内 容	（仮）土浦保健所他改築工事について、次により請負契約を締結しようとするもの (1) 契約相手方 山本・池田特定建設工事共同企業体 代表構成員 土浦市東崎町11番5号 株式会社山本工務店 代表取締役 山本 一廣 (2) 契約額 803,000千円 (3) 工事の概要 ア 工 事 名 （仮）土浦保健所他改築工事 イ 工事場所 土浦市下高津地内 ウ 構造規模 地上1階建木造 エ 延べ面積 2,059.27㎡ オ 工 期 令和6年12月から令和8年2月まで ※ 隣接している県南食肉衛生検査所も一体的に整備																										
5 参考事項	【工事スケジュール（予定）】 <table><tr><td>令和4年度 (2022年)</td><td>令和5年度 (2023年)</td><td>令和6年度 (2024年)</td><td>令和7年度 (2025年)</td><td>令和8年度 (2026年)</td></tr><tr><td>基本設計</td><td>実施設計</td><td colspan="2">工事</td><td>供用開始</td></tr></table> 【現庁舎の概要】 <table><tr><td></td><td>土浦保健所</td><td>県南食肉衛生検査所</td></tr><tr><td>所在地</td><td>土浦市下高津</td><td>同左</td></tr><tr><td>開 設</td><td>昭和47年（1972年）</td><td>昭和46年（1971年）</td></tr><tr><td>面 積</td><td>1,331.40㎡</td><td>368.09㎡</td></tr></table>					令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	基本設計	実施設計	工事		供用開始		土浦保健所	県南食肉衛生検査所	所在地	土浦市下高津	同左	開 設	昭和47年（1972年）	昭和46年（1971年）	面 積	1,331.40㎡	368.09㎡
令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)																							
基本設計	実施設計	工事		供用開始																							
	土浦保健所	県南食肉衛生検査所																									
所在地	土浦市下高津	同左																									
開 設	昭和47年（1972年）	昭和46年（1971年）																									
面 積	1,331.40㎡	368.09㎡																									

土浦保健所のリニューアルについて

1 背景

土浦保健所庁舎については、築50年を経過し、老朽化・狭隘化が進んでいることなどから、建て替えにより、新興感染症対策や大規模災害時の健康危機管理の司令塔としての機能を強化する。

2 庁舎整備の基本的な考え方

① 安全で利用しやすい庁舎	
・一般来庁舎の利便性に配慮した配置・動線 ・来庁者のプライバシーへの配慮	・来庁目的、感染症対策に配慮したゾーニング（相談、診療、検査） ・相談室の確保（6部屋）
② 災害対策拠点としての庁舎	
・有事の際に十分機能する設備・諸室の確保	・非常用電源、受水槽の整備（3日間程度） ・大会議室（災害時の拠点）の整備
③ 周辺環境に配慮した庁舎	
・近隣が住宅街であることへの配慮	・建物の形状や色彩について周辺環境に配慮
④ 茨城県産木材を活用した庁舎	
・構造材・仕上材に県産木材を使用	・「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」及び「県有公共建築物の木造化・木質化等の推進に関する指針」に基づき県産木材を活用

3 現庁舎との比較

	現庁舎	建て替え後
構造規模	鉄筋コンクリート2階建（駐車場約110台）	木造1階建（駐車場124台）
延べ面積	合計:1,699.49㎡ （うち保健所:1,331.40㎡、食肉:368.09㎡）	合計:2,059.27㎡ （うち保健所:1,556.46㎡、食肉:502.81㎡）



土浦保健所の外観について



第 175 号議案

令和 6 年度 茨城県一般会計補正予算（第 6 号）

○ 一般会計補正予算（保健医療部分）

【今回分】

（単位：千円）

事項	予算額	特定財源種目金額	一般財源
保健医療部 計	221,634	—	221,634

【歳出項目別】

（単位：千円）

款 名 項 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A + B)
6 保健医療費	138,002,752	221,634	138,224,386
1 保健医療費	108,694,502	70,244	108,764,746
2 保健所費	2,598,957	58,647	2,657,604
3 医薬費	12,166,436	56,583	12,223,019
4 環境衛生費	1,318,521	19,634	1,338,155
5 公衆衛生費	13,224,336	16,526	13,240,862

※ 人事委員会勧告に基づく、職員及び会計年度任用職員の給与改定等に要する経費の補正

提出議案の概要

保健医療部 保健政策課

議案の名称	和解について														
1 現況・課題 必要性・ねらい	- 県立医療大学が令和5年11月に実施した令和6年度入学者選抜試験（学校推薦型・社会人特別選抜）において、出題誤りを起こしていたことが令和6年4月に判明した。 - 当該問題を全員正解扱いとし、採点し直した結果、学校推薦型を受験した5名が追加合格となった。 - このため、追加合格者に対し、不合格として取扱われたことにより、本来負担する必要がなかった費用及び慰謝料を賠償するもの。 <主な賠償内容> ○ 本来負担する必要がなかった費用 ・ 他大学の入学検定料 ・ 入学しなかった他大学に納付した入学金 ・ 転居に要した経費 等 ○ 慰謝料														
2 内 容	(1) 和解の相手方 追加合格とした受験生5名 (2) 和解の内容 令和6年度入学者選抜試験（学校推薦型・社会人特別選抜）における出題誤りに伴い生じた損害を賠償する。 (3) 賠償額 合計 5,813,705 円（予備費により支出） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>賠償額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受験生A</td><td>1,375,109円</td></tr> <tr> <td>〃 B</td><td>686,108円</td></tr> <tr> <td>〃 C</td><td>2,048,752円</td></tr> <tr> <td>〃 D</td><td>968,014円</td></tr> <tr> <td>〃 E</td><td>735,722円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>5,813,705円</td></tr> </tbody> </table> (4) 和解日 令和6年11月5日（専決処分により対応） <専決処分の理由> ・ 受験生及び父母とのやりとり（支出証拠書類の確認等）や賠償の考え方の整理に時間を要したため、令和6年第3回定例会への議案の提出に間に合わなかったこと。 ・ 受験生及び父母との協議（令和6年10月20日協議成立）が整ったことから、受験生に生じた損害を早期に回復するため、賠償を速やかに行う必要があること。		賠償額	受験生A	1,375,109円	〃 B	686,108円	〃 C	2,048,752円	〃 D	968,014円	〃 E	735,722円	計	5,813,705円
	賠償額														
受験生A	1,375,109円														
〃 B	686,108円														
〃 C	2,048,752円														
〃 D	968,014円														
〃 E	735,722円														
計	5,813,705円														